

吉富町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書

1. 業務の名称

吉富町放課後児童クラブ運営業務委託

2. 業務の内容

①利用対象

昼間に就労等の理由で保護者が家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童

②定員

第1 吉富児童クラブ 定員40名

第2 吉富児童クラブ 定員40名

第3 吉富児童クラブ 定員40名

③実施場所 吉富町子育て支援センター

吉富町大字広津641番地1、640番地3

④運営基準

(1) 開所時間

- ・ 小学校の授業日(授業を行う日をいう。) 放課後から午後6時まで
 - ・ 小学校の休業日(授業が行われない日をいう。) 午前8時から午後6時まで
- ※町長が認めた者については午後6時から午後7時までの延長有

(2) 閉所日

- ・ 日曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ・ 12月29日から翌年1月3日までの日
- ・ 自然災害等で学校が休校になった日

(3) 支援員及び補助員数

支援の単位ごとに2人以上とする。うち、1人は「放課後児童支援員」とし、それ以外は補助員でも可とする。

「放課後児童支援員」については次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (4) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（平成29年法律

第41号による専門職大学前期課程修了者を含む。)

(5) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(6) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(7) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者

(4) 運營業務に係る経費

町からの運営委託料での運営とする。

なお、利用者負担額の徴収は本町が行うため、運營業務に係る経費には含まれない。

3. 運営方針

(1) 基本方針

放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るくて衛生的な環境において、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

(2) 目標

- ・基本方針を十分に理解したうえで、独自の創意工夫を発揮することによって、良質な保育の提供、サービスの向上に努めることとする。
- ・地域住民、学校及び関係機関との積極的な交流を持ち、運営にあたることとする。

4. 業務の範囲

(1) 児童福祉法第6条第3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に係る放課後児童クラブの保育指導、その他健全育成のために必要な事業に関する事

- ・放課後児童クラブ運営に関する日常活動の記録及び報告
- ・施設、付帯設備及び物品の保守及び維持管理並びに備品等の修繕に関する事
- ・児童の安全確保に関する事
- ・利用者負担額の収納に関する事（納付書や利用額決定通知等の配布。減免・徴収事務は除く。）
- ・個人情報の保護及び守秘義務に関する事

(2) 支援員及び補助員の処遇に関する事

- ・支援員及び補助員の募集、任用及び配置に関する事
- ・支援員及び補助員の賃金等の支払いに関する事
- ・支援員及び補助員の保険等、福利厚生に関する事
- ・支援員及び補助員の勤務の管理に関する事
- ・支援員及び補助員の教育、情報の共有、研修等に関する事

(3) 保護者等との連携に関すること

- ・ 保護者等への通知に関すること
- ・ 緊急連絡に関すること
- ・ 保護者への対応に関すること

(4) その他本町と協議のうえ決定する

5. 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守のうえ実施するものとし、受託者は、本町とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

(3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

(4) 吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）

(5) 吉富町放課後児童健全育成事業実施要綱（平成23年告示第74号）

(6) 吉富町個人情報保護条例（平成12年条例第1号）

(7) 吉富町暴力団排除条例（平成22年条例第3号）

(8) 労働基準法（昭和22年法律第49号）

(9) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

(10) 吉富町放課後児童クラブ安全管理マニュアル

(11) その他関係法令等